

令和2年8月27日

## 高砂市総合教育会議資料

- ・ 高砂市の教育行政について ..... 1
- ・ 組織改正について ..... 8
- ・ 青年の家を含む向島公園の活用について ..... 10

高 砂 市

# 高砂市教育大綱

令和2年2月

高 砂 市

## 高砂市教育大綱について

社会情勢の急速な変化の中、教育分野では、いじめや不登校などの問題に加え、情報モラル教育やグローバル人材の育成に向けた教育、そして知識基盤社会に対応するため、自ら課題を見つけ、解決に向けて主体的・協働的に学んでいく資質や能力を持った人材の育成など、新しい時代に対応した教育が求められています。そのためには、子どもたちが社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの能力を発揮し他者と協働しながら、「生きる力」を育むことが必要です。各教科等の指導を通して、求められる資質・能力の育成をめざす教育活動を充実させるとともに、児童生徒の発達段階や特性を踏まえ、「知識・技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養の3つの柱がバランスよく行われなければなりません。

高砂の教育は、第2期高砂市教育振興基本計画に基づいて、教育施策を総合的かつ計画的に取り組んできましたが、令和元年度で終了することから、新しい時代に対応した教育のあり方や児童生徒に求められる資質・能力の育成、これまでの高砂市での取組と課題などを踏まえ、今後重点的に取り組むべき中期的な考え方や具体的施策を示す「第3期高砂市教育振興基本計画」を策定しました。

高砂市では、高砂市総合教育会議において、引き続き「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、「第3期高砂市教育振興基本計画」で掲げる教育目標や施策の根本となる方針を大綱とすることとしましたので、これを「高砂市教育大綱」として定めるものです。

令和2年2月 高砂市長

# 高砂の教育のめざす姿

## ■基本方針

ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさ  
に満ちあふれた人づくり

## ■めざす人間像

知・徳・体の調和がとれ、自立して、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人

自然と伝統・文化を愛し、互いに支え合い、よりよい社会を創ろうとする人

## ■教育施策の重点テーマ

### 重点テーマ1 自立的に自己の未来を切り拓く力を育てる学校教育の推進

子どもが「自分のよさ」に気づき、自己肯定感・自己有用感を高め、互いを尊重し認め合いながら、自立的に自己の未来を切り拓く力を育てることができる学校教育を推進します。

### 重点テーマ2 学びと成長を支える学校・家庭・地域が連携・協力した教育の推進

学校・家庭・地域が連携し、子どもの学びと成長を支えるとともに、教育に関わる大人とともに成長する教育を推進します。

### 重点テーマ3 豊かな学びを提供し未来につなぐ生涯教育の推進

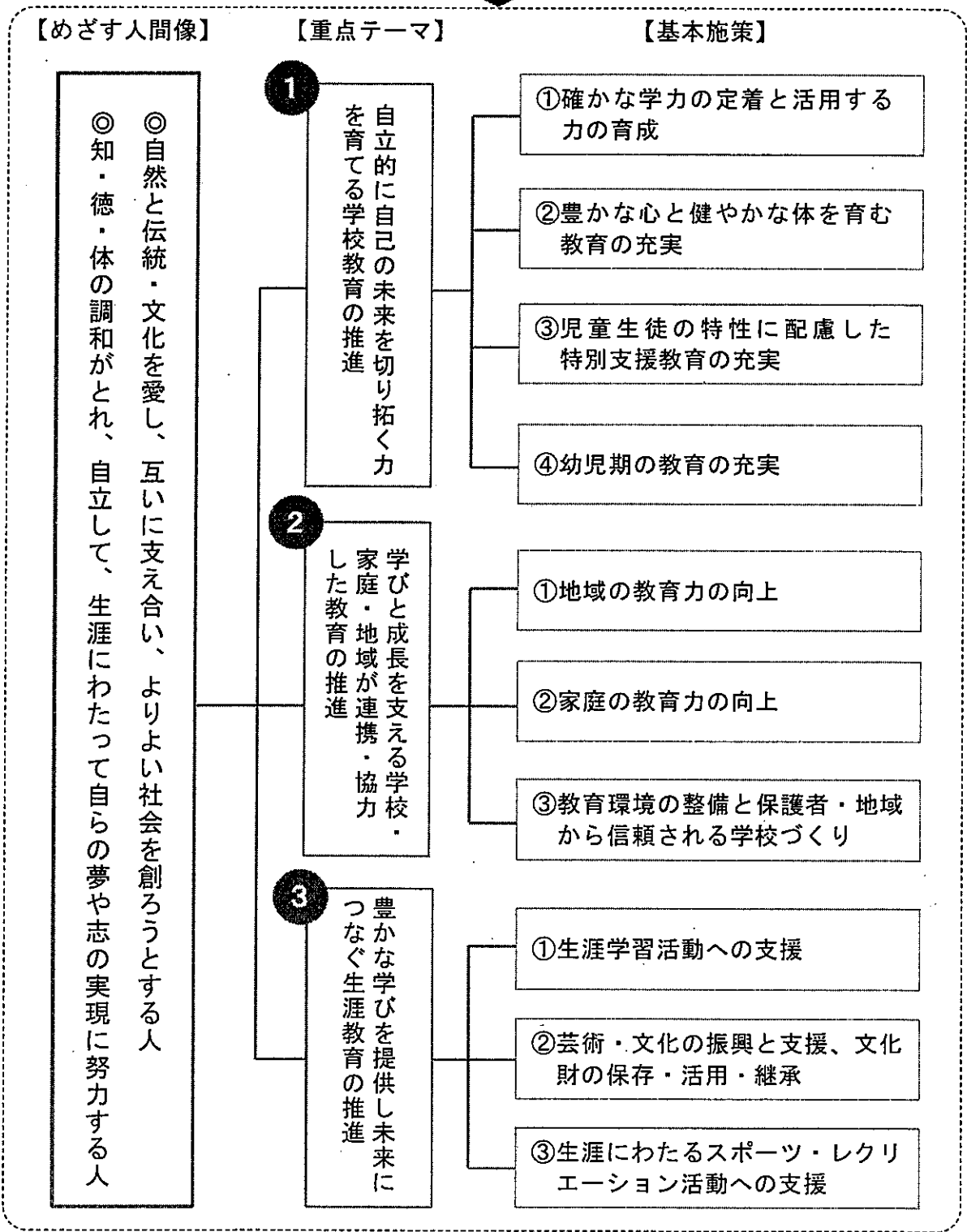
誰もが生涯にわたって学び続け、多様な経験や交流を通して自己実現できる、豊かな学びを提供します。

また、地域の自然や伝統・文化の保存・活用の一方で、地域活動の活性化に取り組むとともに、健康長寿を支えるスポーツ活動を推進します。

# ■教育施策の体系

【基本方針】

ふるさと高砂を愛し、思いやりとたくましさ  
満ちあふれた人づくり



## ■教育施策の展開

重点テーマごとの取組の考え方と具体的施策は次のとおりです。

### 重点テーマ1: 自立的に自己の未来を切り拓く力を育てる学校教育の推進

#### 基本施策 ① 確かな学力の定着と活用する力の育成

子どもの発達や成長のつながりを大切にし、学校間の円滑な接続・連携を図ることや、児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習の推進などにより、一人一人に寄り添った教育を充実するとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、社会に開かれた教育課程の実現や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。

また、国際社会で主体的に行動できる力、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、たくましく未来を切り拓いていく力やリーダーシップを備え、論理的な考え方のできる人材を育成します。

#### 具体的施策

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 学力向上方策の充実 | (4) 理数教育の充実   |
| (2) 外国語教育の充実  | (5) 高砂市小中一貫教育 |
| (3) 情報教育の充実   |               |

#### 基本施策 ② 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

すべての人々の人権が尊重されるとともに、命の大切さを認識し、互いに共存する平和で豊かな共生社会の実現をめざすため、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を一層推進します。

また、人と関わり、ふれあう活動をはじめ、命を大切にする教育の推進や道徳教育を一層充実させることにより、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもの育成を図るとともに、学校と家庭や地域との連携のもと、体験的・実践的な活動を通して、互いの生き方や価値観を認め合い、人間としての生き方を共に考え共に行動できる子どもの育成に取り組みます。

さらに、子どもたちが食を含む望ましい生活習慣を身につけることができるよう、健康に関する正しい知識や情報に基づき自らの健康について判断できる能力を育成し、健康増進を図る取組を進めるとともに、運動やスポーツに親しむ機会を充実することで、生涯にわたり健康な生活が続けられる健やかな体を育むよう支援していきます。

#### 具体的施策

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 道徳教育の充実        | (7) 環境学習・教育の推進     |
| (2) 人権を大切にされた教育の充実 | (8) 伝統や文化に関する教育の充実 |
| (3) 共生の心の育成        | (9) 体力・運動能力の向上の推進  |
| (4) 生徒指導の充実        | (10) 食育の充実         |
| (5) 体験活動の充実        | (11) 健康教育の充実       |
| (6) 職業教育・キャリア教育の充実 |                    |

#### 基本施策 ③ 児童生徒の特性に配慮した特別支援教育の充実

児童生徒それぞれの学びの環境を整えるとともに、一人一人の抱える困難や課題を把握し、発達段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を一層充実させます。

また、通常学級においても特別支援教育の視点を生かした適切な指導や必要な支援がより充実したものになるよう、教職員の研修等を実施し、指導力の向上を図ります。

#### 具体的施策

- (1) 学校における特別支援教育の充実
- (2) 特別支援教育を支えるしくみの充実

## 基本施策 ④ 幼児期の教育の充実

集団生活や遊びを通して、健康な心と体、社会性を身につけることができるよう、自然や芸術にふれる機会などにより情緒豊かな心を育みます。

また、友だちとの関わりなどから、人と関わる力を身につけ、身近な出来事に興味・関心を持つことにより、意欲や探究心を高める教育を推進します。

さらに、子ども一人一人の個性を大切にしながら、集団生活の中での自己抑制力、道徳性の芽生えを培い、生きる力の基礎を育む教育を推進します。

### 具体的施策

- (1) 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実
- (2) 幼児期と児童期のつながりを意識した教育の推進

## 重点テーマ2: 学びと成長を支える学校・家庭・地域が連携した教育の推進

### 基本施策 ① 地域の教育力の向上

子どもの成長には、世代を超えた多くの人たちとのふれあいが大切であり、地域社会は子どもの成長に欠かせない場として重要です。

また、教育は学校・家庭・地域の相互の取組によって担い、子どもは社会全体で育まれることから、学校が教育目標を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、保護者や地域とともに子どもを育てていくという視点に立つことが重要です。

今後、家庭の役割や責任を明確にした連携を強化するとともに、地域と一体となって子どもを育む、地域とともにある学校への転換を進めます。また、学校・家庭・地域が地元企業と連携・協働し、世代を超えた交流活動を推進することを通して地域の教育力の向上を図ります。

### 具体的施策

- (1) 「地域とともにある学校づくり」の推進

### 基本施策 ② 家庭の教育力の向上

子育て中の親に対して、家庭教育の大切さを啓発するとともに、家庭教育を学ぶ機会を提供するなど、家庭の教育力向上に向けた取組を推進することが必要です。

子育て世代に家庭教育の大切さを啓発するとともに、家庭教育の機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。

### 具体的施策

- (1) 家庭を応援するしくみづくりの推進
- (2) 子どもの基本的生活習慣の育成に向けた取組の推進
- (3) 豊かな心を育む家庭教育の推進
- (4) 就学支援の充実

### 基本施策 ③ 教育環境の整備と保護者・地域から信頼される学校づくり

子どもが学ぶことの意義を実感し、必要な資質・能力を身につけられるよう、家庭や地域と協力した教育活動の一層の充実に努め、学校の教育力の向上を図ります。また、各学校において取り組む子どもの実態を踏まえた特色ある学校づくりを支援し、研究や研修の充実により、教職員の資質・能力の向上を図ります。

子どもが学校の登下校中を含め、事件・事故に遭わないよう、学校の教育環境の安全性を高めるとともに、地域全体で子どもの安全を確保する取組を推進します。

### 具体的施策

- (1) 学校の組織力の強化
- (2) 教職員の資質と実践的指導力の向上
- (3) 教職員のメンタルヘルスの保持と業務改善の推進
- (4) 学校安全と危機管理体制の確立
- (5) 教育環境の整備・充実

## 重点テーマ3:豊かな学びを提供し未来につなぐ生涯教育の推進

### 基本施策 ① 生涯学習活動への支援

学びの中で自ら課題を見つけて、考える力や柔軟な思考力を養い、習得した知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力を備えることは、「生きる力」を育むことにつながります。さらに、市民一人一人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の教育力の向上に貢献するという「知の循環型社会」を構築することは、持続可能な社会の基盤として重要です。

地域全体の持続的な教育力の向上に向け、市民の様々な生涯学習活動を支援し、一人一人の学習成果を地域での活動推進や課題解決に生かすための仕組みづくりを進めます。

#### 具体的施策

- (1) 社会教育施設の整備・運営
- (2) 人材の育成
- (3) 多様な学習内容の充実

### 基本施策 ② 芸術・文化の振興と支援、文化財の保存・活用・継承

優れた芸術・文化にふれあう機会を創出することで、多くの市民が芸術・文化に親しみ、日々の暮らしにゆとりや心の豊かさを実感できる環境づくりが重要です。

市内の自然・風土・歴史・文化的遺産を貴重な学習資源と位置づけ、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用します。

また、伝統文化や文化財等の保存、有効的な活用、継承とともに、様々な歴史的資源の継承に向けた後継者の育成をはじめ、市民の文化行事等への積極的な参加や子どもたちへの体験機会を充実します。

#### 具体的施策

- (1) 個性ある地域づくりの推進
- (2) 文化財保護の推進と活用
- (3) 文化芸術活動の推進
- (4) 文化芸術施設の整備

### 基本施策 ③ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動への支援

市民の誰もが身近な場所でスポーツに親しむことができる環境の充実を図るため、地域や関係団体等との連携・協働により、各種スポーツ・レクリエーションを実施するとともに、市民の自主的な活動への支援と促進を図ります。

#### 具体的施策

- (1) 生涯スポーツの推進



## 令和3年度組織改正方針

### 1 第5次総合計画基本構想基本計画（案）を推進する組織

- (1) シティプロモーションの推進
- (2) 地域情報化の推進
- (3) 住宅政策の推進
- (4) 地域共生社会の包括的な支援の推進

### 2 新庁舎窓口に合わせた組織

来庁者の利便性を考慮し、わかりやすく手続きがスムーズな窓口を実現するための組織の見直し

### 3 政策部門を強化し、政策課題を総合的に推進する組織

ICT、公共施設等総合管理計画、シティプロモーションの総合的な推進

### 4 現行組織の懸案事項の課題解消

- (1) 総合計画と総合戦略の統合による、未来戦略推進室の新たなかたちとなる組織のあり方を検討
- (2) 公共施設等総合管理計画を推進する組織の設置
- (3) 市の施策を市内外へ効果的に伝えるための組織
- (4) 観光行政を推進するための組織
- (5) 治水事業の今後の取り組みに対する治水対策室のあり方の検討
- (6) 職員の流動体制をとるため、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局職員と市長部局職員との兼任を検討

## 青少年センター及び青少年健全育成事務について

### 1 こども未来部の所掌とした経緯

平成29年度の組織改正では、子ども・若者・女性・子育て世代を所管する組織としてこども未来部を設置した。従来から体制や施策で弱かった若者分野を強化するために、青少年センターと青少年健全育成関係の事務を含めて市長部局で行うこととした。その成果として、子ども・子育て・若者支援計画の策定と若者支援や施策の新たな展開を図ることができた。

### 2 今後の施策の方向性

- ・ 青少年の対象 18歳未満の者（兵庫県青少年愛護条例による）
- ・ 若者の対象 15歳から39歳まで（高砂市若者支援計画による）

就学から18歳未満の青少年施策については、児童生徒が対象であるため教育部で行い、若者施策については、市長部局で行う。そのように所掌する組織を分けることで、対象者に対してより必要となる施策を適切に行うことができる。

#### (1) 青少年センター・青少年健全育成（※）

青少年センター及び青少年健全育成に関しては、対象となるのが児童、生徒が中心であることから小・中学校を所掌する教育部において行うことが望まれる。

また、青少協の地区の事務局については、多くは各小学校の教頭が行っているところであり、市子連の会員も市内小学生であるため、教育委員会とのつながりは大きい。

※ 青少年健全育成の内容

- ① 青少年の保護育成に関すること
- ② 青少年関係団体に関すること
- ③ 青少年の指導者育成に関すること

#### (2) 若者支援

若者支援（ニート・引きこもり）については、長期的かつ継続的に支援する体制を構築する必要があるため、市長部局（福祉部）において所掌する。

#### (3) 若者活躍・成人式

若者活躍（高校・大学等との連携）及び成人式については、移住定住施策の推進にもつながるため、市長部局（政策部）において所掌する。

向島公園エリアの今後の考え方について（時点修正）

平成30年12月定例会時点においては「青年の家の施設の状況も考慮しながら、令和4年度から向島公園エリアを一体化し5年間の指定管理で運用する。その間に、令和9年度からのPPP手法による運用の方法を検討していく。」としておりましたが、令和元年度に取りまとめた先導的官民連携支援業務委託報告書及び令和2年度に策定する公共施設全体最適化計画（以下「最適化計画」という。）に併せてスケジュールの見直しを行い、実施方針として取りまとめることとします。

1. スケジュール

(1) 従前スケジュール

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
向島公園	5年間		3年間			指定管理一体化 5年間					
向島球場	5年間		3年間								
青年の家	5年間										
海浜公園											
手法の検討						PPP導入検討					

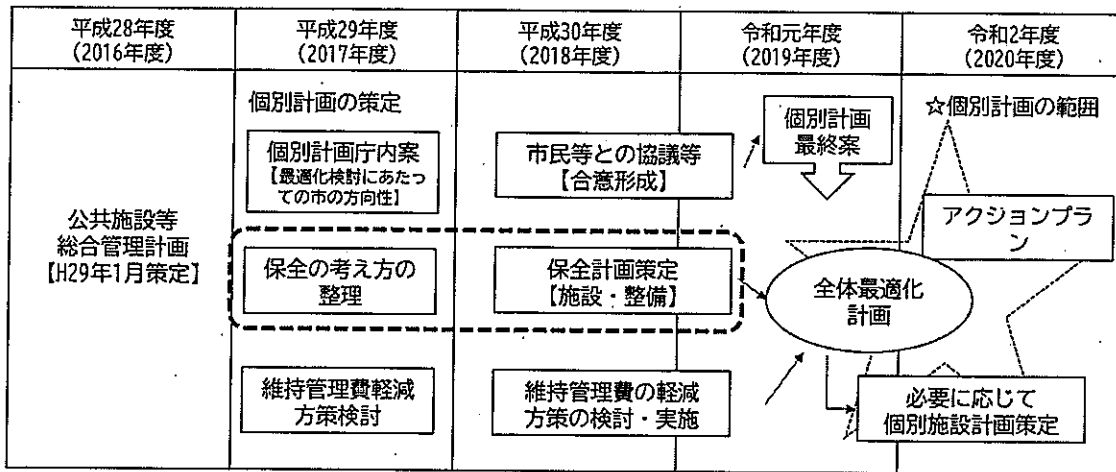
令和9年度以降の事業を見据えて、令和2年度に施設の方向性を決定する。  
(見通しが立ちにくい)

(2) 見直しスケジュール

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
向島公園	5年間		3年間								
向島球場	5年間		3年間								
青年の家	5年間										
海浜公園											
手法の検討				PPP導入検討							

令和4年度以降の事業を見据えて、令和2年度に施設の方向性を決定する。  
(見通しが立ちやすい)

(参考) 最適化計画策定スケジュール



2. 今後の課題及び解決策整理

今後の事業実施に向けて解決すべき3つの課題について、それぞれの解決策を検証し、実施方針として取りまとめます。

(参考) 令和元年度先導的官民連携支援業務委託報告書 抜粋

今後の課題	解決策
1 青年の家の 今後の活用方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の方針として、青年の家の建物を[改修して維持するのか、取り壊すのか]を決定する。</li> <li>社会教育施設の廃止に向け、①行政財産のまま、他課に移管する、②普通財産化する、のどちらで進めるか検討し、対応（①：関係機関との調整、②：都市公園法との関係性の整理）する。</li> <li>改修する場合、市直営で実施する施設・設備改修の範囲を明確にする。</li> </ul>
2 県市共同体制の具体化	<ul style="list-style-type: none"> <li>再検討案（1/2）の法制度面での実現可能性について、県本庁に確認を行う。</li> <li>再検討案（2/2）における県と市の協議の進め方を検討・決定し、協議を実施する。また、具体的に現協定の見直し内容について、本調査を踏まえた協議を行う。</li> <li>民間事業者の提案内容を県が確認できるスケジュールや審査体制を構築する。</li> </ul>
3 民間事業者の提案の具体化/ 事業の展開可能性の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者との対話の継続と、再度の詳細市場調査実施。</li> <li>収益事業の可能性の検証を目的とし、実証実験を実施する。なお、実施に際しては、以下の点に留意が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>県の施設を含めた実験の場合、県と別途協議すること。</li> <li>民間事業者の提案に対し、目的内/目的外の判断をすること。</li> <li>現行の指定管理の業務範囲との重複を避けるため、民間事業者の提案内容が、現行の指定管理の要項外であることを確認すること。</li> </ul> </li> </ul>

(1) 青年の家の今後の活用方針の検討

令和元年度に策定した高砂市公共施設保全計画（以下「保全計画」という。）において青年の家の長期保全計画についてコスト試算を行ったところ、令和4年度以降に大規模修繕及び不具合対応修繕が発生し、計画通りに実施すると、令和9年度までに約2億8千万円が必要となります。そのため、社会教育施設としてのあり方を見直すとともに、施設そのものを維持し続けるかについても検討する必要があります。

## (2) 県市共同体制の具体化

県市共同体制の具体化を進めるために、法制度面での実現可能性の確認や、県と市の協議の進め方を検討・決定し、現協定を見直します。併せて、民間事業者の提案内容を県が確認できるようスケジュールや審査体制を構築します。

## (3) 民間事業者の提案の具体化/事業の展開可能性の検証

民間事業者との対話を継続しながら、収益事業の可能性の検証を目的とした実証実験を実施し、結果を実施方針に反映します。

### 3. スケジュール変更による事業費について

対象施設の平成 31 年度歳出予算に関しては以下のとおりです。

	単年度 指定管理料
青年の家	20,092,000 円
向島多目的球場	19,300,000 円
向島公園	5,826,000 円
県立海浜公園 (市 1/2)	6,698,000 円
合計	51,916,000 円



5 年間総額
単年約 5 千万円×5 年 = 2 億 5 千万円